

議案第 4 5 号

日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の
一部改正について

日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を別紙
のとおり改正する。

平成 2 9 年 9 月 7 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正が必要な理由と概要

1 条例制定の背景

土地改良法等の一部を改正する法律の改正が行われたので、それに伴い所定の改正を行うものである。

2 内容

法改正による引用ずれに関し所定の改正を行う

3 附則

法施行の日から施行。

日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和47年日野町条例第11号)の 一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
(賦課の基準等の決定) 第2条 略 2 略 3 町長が指定する町営土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき法第113条の3第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が返還を要しないものと承認した場合を除く。)又は当該事業により畑として区画形質が変更され若しくは造成されたものについての開田が行われる場合において当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)又は当該開田に係る農地(以下「開田農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地又は開田農地に割り振って得られる額(農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。 (急施の場合の特例) 第5条 法第96条の4第1項において準用する法第87条の5第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。	(賦課の基準等の決定) 第2条 略 2 略 3 町長が指定する町営土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が返還を要しないものと承認した場合を除く。)又は当該事業により畑として区画形質が変更され若しくは造成されたものについての開田が行われる場合において当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)又は当該開田に係る農地(以下「開田農地」という。)につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課の額は、当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地又は開田農地に割り振って得られる額(農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。 (急施の場合の特例) 第5条 法第96条の4第1項において準用する法第88条の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)の施行の日から施行する。